

防衛省訓令第105号

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律に基づく給付金の支給に関する訓令を次のように定める。

平成19年8月25日

防衛大臣 小池 百合子

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づく給付金及び特定給付金の支給に関する訓令

改正 平成24年3月31日省訓第14号

平成28年3月31日省訓第36号

令和2年12月28日省訓第67号

(趣旨)

第1条 この訓令は、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成7年法律第102号）第10条第1項に規定する給付金（以下単に「給付金」という。）及び同法第29条第1項に規定する特定給付金（以下単に「特定給付金

」という。)の支給手続等について定めるものとする。

(申請者に対する情報の提供)

第2条 沖縄防衛局長は、給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)に給付金の支給の申請についての手引を交付し、給付金の支給の申請に関する情報を提供するものとする。

(申請書の審査等)

第3条 沖縄防衛局長は、申請者から沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令(平成7年政令第252号)第2条第2項に規定する給付金支給申請書(以下単に「申請書」という。)の提出を受けたときは、申請書及びその添付書類が沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づく給付金及び特定給付金の支給に関する省令(平成7年総理府令第31号)第2条に規定するものであるかどうかを審査し、これに欠陥があるときは、その欠陥を補正させるものとする。

(給付金の支給の決定に関する調査)

第4条 沖縄防衛局長は、給付金の支給の決定に関する必要な調査を行うものとする。

2 沖縄防衛局長は、給付金の支給の決定のため必要があるときは、他の地方防衛局長（東海防衛支局長を含む。次項において同じ。）に対し、調査を依頼することができる。

3 前項の規定による依頼を受けた他の地方防衛局長は、必要な調査を行い、その結果を速やかに沖縄防衛局長に通知しなければならない。

(給付金支給調書の作成)

第5条 沖縄防衛局長は、前条第1項の規定による調査の結果、申請者が給付金の支給を受ける資格のある者であると認めるときは、別記第1号様式による給付金支給調書を作成するものとする。

(給付金の支給の決定等)

第6条 沖縄防衛局長は、給付金を支給することを決定したときは、別記第2号様式による給付金支給決定通

知書により申請者に通知するものとする。

- 2 沖縄防衛局長は、第4条第1項の規定による調査の結果、申請者が給付金の支給を受ける資格のない者であると決定したときは、別記第3号様式による給付金却下通知書により申請者に通知するものとする。

(給付金の支給及び報告)

- 第7条 沖縄防衛局長は、給付金支給決定通知書により申請者に通知したときは、当該給付金を支給するため必要な措置をとるものとする。

- 2 沖縄防衛局長は、給付金を申請者に支給したとき、又は給付金却下通知書により申請者に通知したときは、防衛大臣に、その旨を報告するものとする。

(特定給付金の支給の手続等)

- 第8条 第2条から前条までの規定は、特定給付金の支給について準用する。この場合において、第5条中「別記第1号様式」とあるのは「別記第4号様式」と読み替えるものとする。

(委任規定)

第9条 この訓令の実施に関し必要な事項は、地方協力局長が定める。

附 則

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成24年3月31日省訓第14号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律に基づく返還の見通しの通知及び返還実施計画の策定に関する訓令第2章及び第3章の規定により行われた手続は、この訓令による改正後の沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づく返還実施計画の策定等に関する訓令第4章及び第2章の規定により行われたものとみなす。

3 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律附則第5条の規定によりなおその効力を有することとされる同

法による改正前の沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号。以下「旧法」という。）第104条第1項の特定跡地給付金の支給については、この訓令による廃止前の沖縄振興特別措置法に基づく特定跡地給付金の支給に関する訓令の規定は、なおその効力を有する。

- 4 旧法第104条第1項の特定跡地給付金の支給については、この訓令による改正前の防衛省における駐留軍の施設の取得等に関する訓令の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成28年3月31日省訓第36号）

- 1 この訓令は、行政不服審査法の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。
- 2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この訓令の施行前にされた行政庁の処分又はこの訓令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

給付金支給調書

氏名： _____

所在地	地目	面積(m ²)	①賃借料等の1日当たりの額(円)	② 支給対象期間及び日数 (年月日から年月日まで 日)	③ 給付金算定額(円) (①×②)
					計
③ 給付金算定額					
引き渡された土地に係る 施設及び区域の名称	支給対象期間及び日数		金額(円)		
	(年月日から年月日まで 日)				
			計		
④ 支給済給付金の合計金額(円)			⑤ 3年目以降の限度額(円) (3千万円-④)		⑥ 給付金支給額(円) (③の額(1千万円を超えるときは、1千万円とする。)又は⑤の額のいずれか低い額)
計					

別記第2号様式（第6条関係）

文 書 番 号
年 月 日

住 所
氏 名 殿

沖縄防衛局長

給付金支給決定通知書

年 月 日付けの FAC No.

に係る貴殿からの給付金の支給の申請について、下記のとおり決定したので通知します。

つきましては、支給の手続きをとるので、別添の請求書に記名の上、請求書を提出してください。

記

給付金の額	円
備 考	

整理番号

注： この決定に係る審査請求及び訴えの提起については、裏面を参照してください。

(裏面)

- 1 この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に書面で、防衛大臣に審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

- 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第3号様式（第6条関係）

文 書 番 号
年 月 日

住 所
氏 名 殿

沖縄防衛局長

給付金却下通知書

年 月 日付けの FAC No.
に係る給付金の支給の申請について、下記の理由により却下します。

記

理 由	
-----	--

整理番号	
------	--

注： この決定に係る審査請求及び訴えの提起については、裏面を参照
ください。

(裏面)

- 1 この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に書面で、防衛大臣に審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

特 定 給 付 金 支 給 調 書

氏名： _____

所在地	地目	面積(m ²)	①賃借料等の1日当たりの額(円)	② 支給対象期間及び日数 (年月日から年月日まで 日)	③特定給付金算定額(円) (①×②)
計					
③ 特 定 給 付 金 算 定 額					
引き渡された土地に係る 施設及び区域の名称	支給対象期間及び日数		金 額 (円)		
	(年月日から年月日まで 日)				
			計		
④ 支給済特定給付金の合計額 (円)			⑤ 限度額 (円) (支給の限度となる期間の 年数×1千万円)－④		⑥ 特定給付金支給額 (円) (③の額(1千万円を超えるときは、1千万円と する。)又は⑤の額のいずれか低い額)
計					